

理事会及び理事規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人 a little（以下、「法人」という。）の理事会（以下「理事会」とい
う。）の構成および運営に関する必要な事項を定め、適正かつ円滑な会議運営を図ることを目的
とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、定款及び法令に定めるもののほか、理事会の運営に適用する。

第2章 理事会の構成

(理事会の構成)

第3条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事のうち、他の同一の団体の理事である者、またはこれに準ずる相互に密接な
関係にある者

合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

3 各理事について、その配偶者または3親等内の親族等である理事との合計数は、
理事の総数の3

分の1を超えてはならない。

第3章 理事会の開催・運営

(開催)

第4条 理事会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から会議目的事項を記載した書面により招集請求があつたとき
- (3) 監事から招集請求があつたとき

(招集)

第5条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の請求があつた場合、14日以内に理事会を招
集しなければな

らない。

3 理事会の招集通知は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載し、原則として5日前までに、

書面または電磁的方法により行うものとする。

4 理事会は、対面、またはZoomその他のオンライン手段を用いて開催することができる。

5 オンライン出席した理事は、出席したものとみなす。

(議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第4章 議決および表決

(議決事項)

第7条 理事会における議決事項は、あらかじめ通知された事項に限る。

(決議要件)

第8条 理事会の議事は、理事総数の過半数の出席により成立し、出席理事の過半数の同意によって議

決する。

2 可否同数のときは、議長が決する。

(表決権)

第9条 各理事の表決権は、平等とする。

(書面表決・電磁的方法による表決)

第10条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された議案について、

書面または電磁的方法により表決することができる。

2 前項による表決は、理事会への出席とみなす。

(特別の利害関係)

第11条 議決事項について特別の利害関係を有する理事は、当該議決に加わることができない。

第5章 議事録

(議事録の作成)

第12条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席理事数、出席者氏名（書面表決者を含む）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

（議事録の署名）

第13条 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名または記

名押印しなければならない。

（議事録の作成期限）

第14条 議事録は、理事会開催後7日以内に作成しなければならない。

（理事の職務権限）

第15条 理事の職務として、定款15条に定めるものの他、以下のものにつき担当理事を定め職務を分担する。

2. (1) 総務
- (2) 企画広報
- (3) コンプライアンス
- (4) 上記の他、定款32条各項に関する事項において、理事会が担当理事を置くことを決議した職務

第6章 補則

（規程の改廃）

第16条 本規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

附則

この規程は、令和7年9月1日から施行する。（令和7年8月31日理事会決議）